

単位互換（協定以外で大学独自に行っている単位認定）

(2023年度)

学 部 ・ 学 科		認定者実数 (A)	大学・短大・高専等		その他		1人当たり平均 認定単位数 (B+C) / A
			認定単位数 (B)		認定単位数 (C)		
			専門科目	専門以外	専門科目	専門以外	
商学部	商学科	32	0	0	33	26	1.8
	経営学科	49	0	0	73	29	2.1
小 計		81	0	0	106	55	2.0
人文学部	人間関係学科	29	0	0	0	78	2.7
	教育学科	9	0	0	0	15	1.7
	英語英文学科	66	0	0	0	117	1.8
小 計		104	0	0	0	210	2.0
法学部	法律学科	45	0	0	0	127	2.8
	国際政治学科	0	0	0	0	0	0.0
小 計		45	0	0	0	127	2.8
経済科学部	現代経済学科	27	0	0	30	22	1.9
	経済情報学科	34	0	0	41	33	2.2
小 計		61	0	0	71	55	2.1
人間環境学部	人間環境学科	41	0	0	53	20	1.8
小 計		41	0	0	53	20	1.8
健康科学部	心理学科	17	0	0	0	24	1.4
	健康栄養学科	3	0	0	0	3	1.0
小 計		20	0	0	0	27	1.4
国際コミュニティ学部	国際政治学科	13	0	0	4	22	2.0
	地域行政学科	6	0	0	4	12	2.7
小 計		19	0	0	8	34	2.2
合 計		371	0	0	238	528	2.1

- [注] 1 原則として、大学設置基準第29条及び第30条で規定された「大学以外の教育施設等における学修」と「入学前の既修得単位等の認定」に該当するものを記載。ただし、上記には該当しないものの、単位互換協定以外で学生が国内外の大学において履修した授業科目の単位を本学の単位として認定している場合は、本表の「大学・短大・高専等」欄に含める。
- 2 「大学・短大・高専等」欄には、大学、短期大学または高等専門学校専攻科における学修を、「その他」欄には、「大学設置基準第29条第1項の規定により、大学が単位を与えることのできる学修を定める件」（平成19年文部科学省告示第146号）に定められた学修を記載。
- 3 編入学生については、本表に含めない。